

會社代表者冠山三樹雄旅行(避暑)中ニテ爭議ニ  
對スル對策ナキニ下詔ノ如ク省廳調停課ニ懇請シ  
他面就業職工ノ慰撫シ居レリ

九、調停者ノ調停状況

前記ノ如ク會社側ヨリ省廳調停課ニ調停方懇請セル  
ニ冠山事務旅行中ノ為メ取京ノ上折衝ノ豫定ナリ  
十、警察取締

既報ノ如ク奥州組合書記團迫政夫等カ不穩行動アリ  
且ツ出勤職工ニ對シ暴行計畫アルニ付警戒中ナリ  
右及申(通)報後也

別記一

内容証明書

前約取消通知

通知者或被通知者ニ對シ昭和五年八月十七日午前八時頃約束シタル「常務取締役  
冠山三樹雄代表歸社スル迄」ヲ從業セシムルノ件ハ通知者ノ権限外ノエトニ屬スルヲ  
以テ止レヲ取消ス  
右通知ス  
昭和五年八月十八日

三田一四五番地  
東洋タイムライター株式會社

別記二

親玉受取るタイムライター全従業員諸君

茲ニ爭議團員は會社ノ事業合理化の犠牲として工場から出ておられ、此れは會社は元々ケレ時には  
資本及び絶対解雇の権利を行使し得る下は如何とモガイタではなからず、元々ケレなくなると思ふ者  
の概ぶあり、めいめい經營方針の變更はタナヒ上リテ掩護の旨を情ヲ容シマシムルノタキ切ラ  
たは存り、一皆本心で働いて居るが、此の件は「今後は私ではありませぬ」  
八月十二日會議代表者公會社ノ押しかけて、「即時復職せよ」ニ「今後解雇、賃上げ極下  
工場閉鎖を絶対に行はせぬ」と要求したところ、工場主任が「復職の件は私ではありませぬ」  
ニ「今後解雇、工場閉鎖」の件は「今後會社の經營が重負にせぬ」ニ「台のストノ品がある」